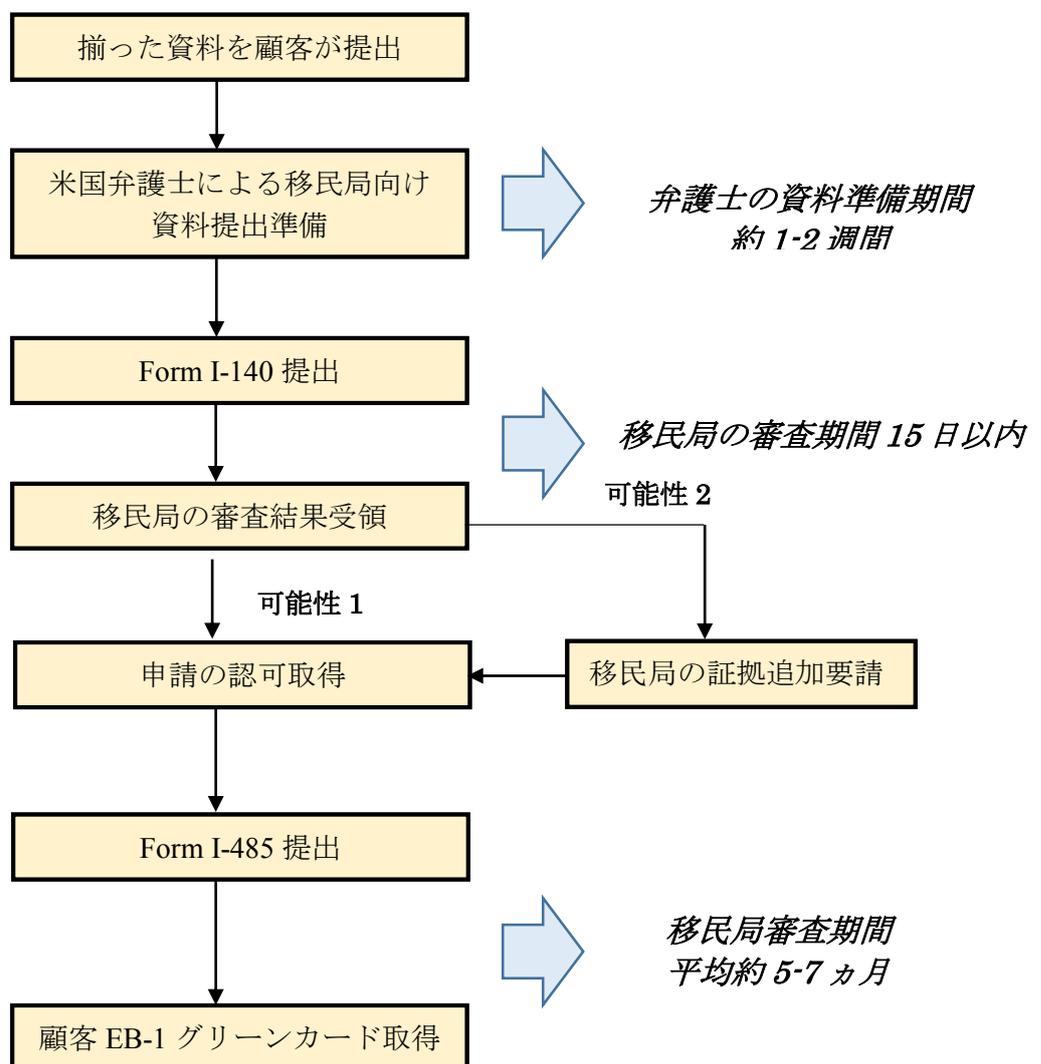




## EB1 による米国グリーンカード申請の紹介

### 一、EB-1 による米国グリーンカード申請手順概要と所要時間



注 1: 手続が円滑な場合、顧客とその家族は揃った資料の提供から約 6-8 ヶ月でグリーンカードが取得可能。

注 2: 申請期間中、顧客とその家族はその他のビザにて米国への入国が可能だが、米国滞在は必須ではない。

注 3: 上記期間は平均に過ぎず、実際には上記の見込より長期又は短期になる可能性がある。

## 二、EB-1 による米国グリーンカードの申請が可能な人物

- 傑出した能力を有する人物
- 卓越した教授又は研究者
- 多国籍企業の総裁又は管理者、マネージャ

EB-1 種類	説明	資格条件	申請主体
傑出した能力を有する人物	申請者の知名度が科学、芸術、教育、ビジネス又は体育の分野において国レベル又は国際的レベルに達していることの証明が必要。十分な資料により関連分野における申請者の功績証明が必須。当該種の申請について米国の雇用承諾は不要。	以下に掲げる 10 項目 *の条件のうち最低 3 項目を満たすか、又は国際的に認知された重要な賞の受賞証明（ピューリッツァー賞、オスカー賞、オリンピックメダル等）が必須。	申請者本人
卓越した教授又は研究者	特定学術分野において申請者が上げた成果が国際的な認知を受けたことの証明が必要。関連学術分野における教育又は研究の業務経験が 3 年以上あることが必須。アメリカの大学又はその他の高等教育機関において任期付教学、終身制教学又は類似する研究を求めるための米国入国が必須。	以下に掲げる 6 項目 **のうち最低 2 項目の文書を提出し、かつ、アメリカにおける雇用主の雇用文書の提供が必須。	アメリカにおける申請者の雇用主
多国籍企業の総裁又は管理者、マネージャ	申請者は、申請以前の 3 年間のうち最低 1 年間アメリカ以外の多国籍企業において管理又は経營業務を担当しており、米国入国後に同一の会社若しくは機関、又はその傘下若しくは関連企業にて勤務を希望していることが必須。	申請者のために申請を行う雇用主はアメリカの企業であることが必須。当該企業はアメリカにおいて 1 年以上の運営記録があり、申請者が以前勤務していた国外の企業と同一の企業、傘下企業又は関連企業であることが必須。	アメリカにおける申請者の雇用主

### \* 傑出した能力の証明条件

申請者は、以下に掲げる 10 項目のうち最低 3 項目について傑出した能力を証明しなければならない。

1. 申請者は、国家又は国際的な賞の受賞経験があること。
2. 申請者は、傑出した人物のみが参加可能な業界又は専門職協会の会員であること。
3. 主要な専門出版物若しくは業界出版物又はメディアによる申請者に関する報道があること。
4. 第三者の専門業務についての評価依頼の要請を受けたこと。
5. 科学、学術、芸術、ビジネス又は体育の関連分野において重大な意義を有する申請者のオリジナル作品
6. 専門出版物若しくは業界出版物又はメディアにおいて発表された申請者の学術論文
7. 芸術展覧会の出展作品
8. 傑出した組織において指導的又は要となる位置の担当
9. 同業他者と比較して申請者が取得した比較的高い給与又はその他報酬
10. 芸能界にて得た商業的成功

### \*\* 卓越した教授及び研究者の証明条件

1. 卓越した成果による重大な賞の受賞
2. 申請者が卓越した人物のみが参加可能な学術的又は専門職協会の会員であること。
3. 専門的な出版物が関連学術分野における申請者の業務について行った報道
4. 同一又は関連の学術分野において第三者の専門業務について評価依頼の要請を受けたこと。
5. オリジナルの科学又は学術作品による関連分野において行った貢献
6. 原著書籍又は国際的に発行される学術定期行物に発表された文章

## 三、EB-1 による米国グリーンカード申請の参考資料リスト

番号	項目	文書名称
1	受賞項目	XX 榮譽証書
2		20XX 年度中国 XX 界十大風雲児
3		中国 XX リーダー賞
4	収入文書	収入証明
5		納税証明
7		収入自己説明書
8	職位、肩書、組織メンバー	XX 協会/組織/フォーラムの説明、定款、メンバーリスト及び選抜方式の説明
9		XX 協会/組織/フォーラムの証書
12		申請者の在籍会社の説明
13		申請者が在籍する会社の業界における影響力証明
14	執筆文章	「XX」
15		「XXXX」
16		「XXXXXX」
17	報道	「XX」
18		「XXXXXX」
19	身分関連文書	申請者履歴
20		申請者出生証明
21		申請者パスポート
22		申請者パスポート及び過去ビザ記録

23	申請者運転免許証
24	結婚証

本資料の日本語訳文に関する著作権は世民法律事務所（以下「世民」といいます。）に属するものであり、本資料を無断で引用、変更、転写又は複製することは固くお断りいたします。

また、本資料は、中国法令の意味を理解するための参考として供する目的にのみ作成されたものであり、中国法令そのものに対する解釈、説明又は解説等を含むものではありません。